

保育施設等の整備について

【意見を求める事項】

保育施設（2施設）の整備について

※子ども・子育て支援法第31条第2項（認可保育所）及び第43条第3項（地域型保育事業所）の規定に基づき、利用定員について狭山市子ども・子育て会議の意見を求めます。

保育施設の整備内容

1. 認可保育所

法人名	社会福祉法人風の会
法人所在地	狭山市入間川 1235-3
代表者	理事長 田島 昭雄
事業の種類	保育所
名称	（仮称）祇園風の会保育園
整備予定地	狭山市祇園 2966-1、2966-4 各一部
開所予定日	令和2年4月1日
利用定員	75名（予定）

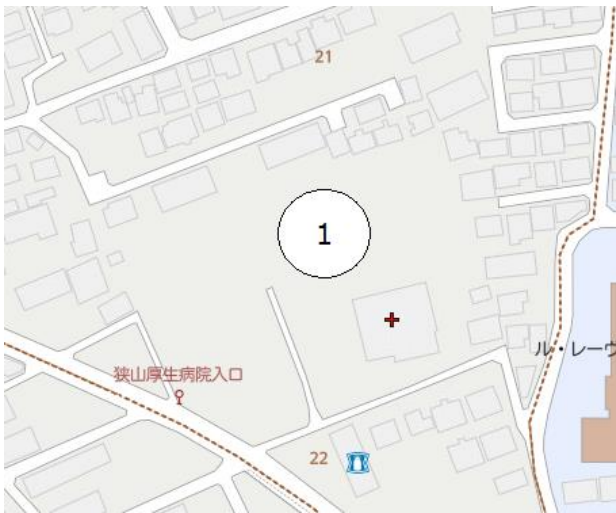
2. 地域型保育事業所

法人名	社会福祉法人未来保育会
法人所在地	狭山市入間川 3-26-21
代表者	理事長 大原 宏美
事業の種類	地域型保育事業
名称	（仮称）未来保育会 地域型保育事業
整備予定地	狭山市入間川 3-3444-8
開所予定日	令和2年4月1日
利用定員	19名（予定）

3. 保育施設 位置図



1 (仮称) 祇園風の会保育園



2 (仮称) 未来保育会 地域型保育事業

